

『居宅療養管理指導費』の詳細

要支援状態区分	利用限度額	利用限度額とは別枠のサービス（自己負担1割）
要支援1	49,700円	・居宅療養管理指導 医師/歯科医師…5,000円/月2回まで 医療機関（病院など）の薬剤師……5,500円/月2回まで 薬局の薬剤師……………1回目5,000円 2回目以降3,000円/月4回まで など
要支援2	104,000円	

要介護状態区分	利用限度額	利用限度額とは別枠のサービス（自己負担1割）
要介護1	165,800円	・居宅療養管理指導 医師・歯科医師……………5,000円/月2回まで 医療機関（病院など）の薬剤師…5,500円/月2回まで 薬局の薬剤師……………5,000円/1回目 2回目以降3,000円/月4回目まで など
要介護2	194,800円	
要介護3	267,500円	
要介護4	306,000円	
要介護5	358,300円	

居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。 ・自己負担（1割）の目安 歯科・歯科医師の場合（月2回まで）500円 医療機関（病院など）の薬剤師の場合550円 薬局の薬剤師の場合（月4回まで）500円（2回目以降300円） 歯科衛生士の場合（月4回まで）350円
----------	--